

災害時の保育園等の対応について

昨年末にかけて一度は終息の方向に向かうかと思われた新型コロナウイルス感染症は、感染力の強いオミクロン株の流入によって年明けから一気に増加に転じ第6波となっています。

本市でも1月末に過去最大318名もの陽性確認がされ、その後少しずつ減少してきているものの現在でも1日200名前後で推移しており、感染拡大のスピードと比べて減少は緩やかな状況となっています。

そしてこのオミクロン株の感染拡大では、これまで以上に多くの小中学校が学級閉鎖や学校休業などを余儀なくされており、2月9日時点で休校した公立小中高校や幼稚園などは全国で約717校、そして学年閉鎖や学級閉鎖を行ったのは4895校だったとの新聞報道も目にしました。

本市でも同様に多くの学校で学級閉鎖や学校休業などが実施され、オンライン授業は導入されているものの、低学年などはどうしてもネット接続や時計が読めないなどで親の補助を必要とすることから、保護者が仕事を休まざるを得ないと多くの方からの声を聞きました。

一方で保育園では登園自粛要請はあるものの、休園となったといった話は身近なところでは聞いておりません。

それは教育施設である幼稚園と違い、保育園は保育に欠ける働く保護者に代わって子どもを預かる児童福祉施設であるがゆえに、保護者が安心して就労できる環境を提供する必要があり、関単には臨時休園にできないためであるものと私の家庭も共働きですから十分に理解しています。

既に災害とも言える新型コロナウイルス感染拡大ですが、台風や地震などの災害時における保育園等の対応についてはどうでしょうか。

以前、ある保育園の園長先生から、台風接近などの場合に幼稚園は休業にできますが保育園は保護者の就労を守る側面から休園にはできないといった話を聞きました。

同時に川の側にある保育園も多くあり、そのような時には非常に心配です、とも言っていました。

近年は平成29年台風21号や令和元年東日本台風などその規模も大きくなり、甚大な被害が発生し、また震度5を超える地震も頻発しているような状況です。

そのような際、児童の命以上に最優先となるものはないのではないのでしょうか。

にもかかわらず、保育園等は保育を継続することを求められておりますが、台風接近などの中で保育を継続することでより大きなリスクを伴うということも想定しなければなりません。

当然、新型コロナウイルス感染症での学校の休業などのように休園となることで、医療・消防など社会的要請の強い職種に就く保護者が出勤できないとなれば、大きな影響が出ることも容易に考えられることから、そのような際の対応についても準備しておく必要があります。

このような背景から、今回は災害時の保育園等の市としての対応の課題やその対策などにつきまして一般質問を行ってまいります。

【1回目】

まず1回目の1点目としまして、

●約2年にわたるコロナ禍での保育園等の臨時休園数、についてお伺いします。

A：新型コロナウイルス感染症による保育園の休園数について、でございます。

令和4年1月に園児16名、保育士2名の新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生し、保健所よりクラスター認定された市内民間保育園1園において、保健所の指示により4日間休園しております。

現在小中学校ではクラスで複数名新型コロナウイルス感染症の陽性確認がされたら学級閉鎖、複数クラスなら学年閉鎖、複数学年なら学校休業といった基準に基づいて判断がされておりますが、

2点目としまして、

●新型コロナウイルス感染症による保育園等の臨時休園の基準はあるのか？お伺いします。

A：新型コロナウイルス感染症による保育園等の臨時休園の基準について、でございます。

国の通知によりますと、保育園等につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中であっても、感染対策を講じた上で、原則開所が求められているところでございます。

臨時休園等の基準につきましては、具体的な基準は示されておりましたが、園児や職員の感染状況や地域の感染状況を踏まえ、保健所等と十分連携の上、臨時休園を判断することとされております。

なお、本市におきましては、保育園等において濃厚接触者の基準に該当する者が発生した場合に、園児の登園自粛を要請しているところでございます。

冒頭で申し上げました通り、台風や地震などの風水害も近年は多発し、またその規模も大きくなり非常に危惧されるところです。

実際に令和元年東日本台風の際には日中から内水氾濫など多くの被害が出ておりますが、3点目としまして、

●保育園等の開園中に大雨で避難指示等が発令された際などの現状の対応はどのようなっているのか？

またこれまで開園中に水害や地震などで指定避難所へ避難したことがあるのか？お伺いします。

A：大雨で避難指示等が発令された際の現状の対応と、これまでの水害時における指定避難所への避難について、でございます。

はじめに、大雨で避難指示等が発令された際の現状の対応について、でございます。

公立保育園におきましては、洪水時の避難確保計画に基づき、情報収集を行い、発令内容に応じて、保護者に対し園児のお迎えの依頼や指定避難所への避難を行います。

次に、これまでの水害時における指定避難所への避難について、でございます。

公立保育園の過去5年間の状況では、保育時間帯において指定避難所へ避難した事例はございませんでした。

水害は台風接近など、ある程度予測できるものであり、そのリスクについては水害ハザードマップなどで示されておりますが、4点目としまして、

●浸水想定区域内にある保育園等の数についてお伺いします。

A：浸水想定区域内にある保育園数について、でございます。

本市におきましては、現在、認可保育施設は99施設ございますが、令和元年12月1日現在の浸水想定区域内の要配慮者関連施設を記載した現行の川越市地域防災計画によりますと、このうち、公立保育園9園、民間保育園13園、認定こども園2園、小規模保育施設9園、事業所内保育施設1園、合計34園が浸水想定区域内に設置されております。

開園中に災害が発生した際には迅速かつ的確な対応が必要であり、障がい者施設や高齢者施設では避難計画などの作成が義務付けられておりますが、

5点目としまして、

●浸水想定区域内にある保育園等での災害時避難計画の作成状況、についてお伺いします。

A：浸水想定区域内の保育園における洪水時の避難確保計画の作成状況でございます。

平成29年6月の水防法の改正により、洪水による浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち市町村の地域防災計画に名称が記載された施設については、避難確保計画の作成が義務付けられているところでございます。

本市におきましては、避難確保計画の作成が義務付けられている浸水想定区域内に設置の認可保育施設は34園ございますが、この内、28園が洪水時の避難確保計画を作成しております。

災害は開園中だけに発生するものではありません。

夜間や早朝など開園前に発生することもあります。そのような際には、子どもたちの命を守るためにも必ずしも開園することが望ましいとは限らないと考えます。

台風接近の際に浸水想定区域内にある施設に通園することでのリスクや大地震の後の余震による建物の倒壊なども危惧されます。

そこで6点目としまして、

●園児登園前に大雨で避難指示等が発令されている状況などで、本市の保育園等の臨時休園の基準を示したガイドラインはあるのか？お伺いします。

A：保育園の臨時休園を示したガイドラインがあるのかについて、でございます。

公立保育園におきましては、臨時休園とする明確な基準はございませんが、災害発生マニュアルを作成し、登園前に避難指示等の発令が確認できる場合には、必要に応じて保護者へ登園の自粛を要請し、できるだけ家庭で保育を行うようお願いしているところでございます。

7点目としまして、

●県内他市の保育園等の臨時休園のガイドライン作成状況について、をお伺いしまして1回目とします。

A：県内他市の災害時における臨時休園等のガイドライン作成の状況についてでございます。

保育園等における臨時休園等のガイドラインにつきましては、国が令和2年度に、保育施設等の災害時における臨時休園等の実施基準に関する課題や考え方を示し、ガイドラインの作成を求めているところでございます。

県内他市の保育園等における臨時休園等のガイドラインの作成状況につきましては、埼玉県県の調査によりますと、県内40市のうち、15市が作成済みとなっております。

また、臨時休園等のガイドラインにおいて、代替保育の設定を行っている市につきましては、15市のうち8市となっております。

【2回目】

新型コロナウイルス感染症による休園の状況についてはこれまで、クラスターが発生した民間保育園1園において4日間の休園があり、休園基準については具体的な基準はなく、登園自粛などのお願いはあるものの感染対策を講じた上で原則開所が求められているということ、臨時休園は保健所等と連携の上で感染状況などを踏まえ判断するとのことご答弁でした。私も保育園に娘を通わせる親として、この2年間感染リスクの大きい中、徹底的な感染対策を実施し、神経をすり減らしながら保育を継続していただいた保育従事者の方には敬意を表させていただきます。

このような背景には、まずは児童福祉施設として、保育に欠ける保護者の就労を守る必要があるということ、そして新型コロナウイルス感染症は一般的には若年層は重症化しないと言われてきたことやその感染力も変異株の種類によって違いがあり、感染防止対策をしっかり実施することである程度感染予防ができることなどがあるものと推察します。

ただ登園自粛のお願いがあるとのことご答弁の通り、この2年の間にはおそらく多くの保護者が感染の不安を抱え登園自粛をし、またそうせざるを得ない状況となったものと考えられ、実際に娘の通う保育園でも家庭での保育が可能であれば登園自粛をお願いします、との連絡がきたこともありました。

現在、保育園等開園中の災害発生時の対応については避難確保計画に基づき、発令内容に応じて降園の依頼や指定避難所への避難を行い、過去5年間に指定避難所へ避難した事例はないとのことご答弁でした。

一方で水害の危険がある浸水想定区域内には比率にして約3割の34園もの保育園等があり、避難計画の策定状況については6園が策定されていない状況であると理解しました。令和元年東日本台風では荒川堤防を越える寸前までの河川の水位上昇や、越辺川の堤防の決壊などで甚大な被害が発生したことなど近年の状況を考えれば、これまで開園時に指定避難所への避難を要する事例がなかったのは不幸中の幸いであり、子ども達、そして保育従事者の命を守るためにも特に浸水想定区域内にある事業所については早急な策定の働き掛けをしていただきたいと思います。

災害時の臨時休園のガイドラインについてもご答弁いただきました。

現在本市では臨時休園とする明確な基準を示したガイドラインはなく、災害の発生が予想される中においても、新型コロナウイルス感染症対応と同様に必要に応じて保護者へ登園自粛要請をしていると理解しました。

しかし大雨や大地震などの災害と新型コロナとの対応が同じで良いのかということについては疑問を感じざるをえません。

保護者の就労を守ることはもちろん大切なことですが、それ以上に子ども達の命を守るこ

とを最優先に考えた時に、大雨や大地震の際にも保育園等を開園し続けるべきなのでしょうか。

既に国は臨時休園等のガイドライン作成を求めているとのことご答弁もありましたが、2回目の1点目としまして、

●今後、保育園等の臨時休園のガイドラインを作成するにあたっては、どのような課題が考えられるのか？お伺いします。

A：臨時休園等のガイドラインを作成するにあたっては、どのような課題が考えられるかについて、でございます。

臨時休園等のガイドラインにつきましては、災害発生時における避難指示等の発令状況により休園基準を設定する必要があると認識しておりますが、臨時休園とする場合には、災害状況下においても業務を行わなければならない保護者の子どもへの代替保育の方法についても、同時に検討する必要があると認識しております。

そのため、臨時休園等のガイドラインを作成するにあたっては、臨時休園時における代替保育の方法及び代替保育を必要とする家庭の把握等が課題になると考えております。

県内他市の臨時休園等のガイドライン作成状況については、県内40市のうち15市が作成済みであり、ガイドラインを作成している15市のうち8市では臨時休園と併せて、代替施設についても設定しているということでした。

社会的要請の強いエッセンシャルワーカーなどが出勤できないといったことがあれば、その影響も大きく代替施設の設定は不可欠であると考えます。

そして保育園等は保育に欠ける働く保護者に代わって子どもを預かる施設である一方で、代替施設と言っても無制限に子供たちを預かることはできないと考えられることから、代替施設を利用できる児童も限定しているものと思いますが、

2点目としまして、

●既にガイドラインが作成されている自治体において、災害時に代替施設を利用できる児童の条件はどのようなになっているのか？お伺いします。

A：県内他市の臨時休園時の代替保育の対象者について、でございます。

県内他市の臨時休園ガイドラインに定められている代替保育の主な対象者は、災害が発生している状況においても業務を行わなければならない医療関係業務、自衛隊・行政・警察・消防・鉄道など社会の安定の維持に関する業務、インフラ業務、高齢者施設、障がい者施設等に従事している保護者の児童や、ひとり親家庭の児童を対象としているところでございます。

代替施設となれば、一時預かり保育が可能な市内事業所となるものと考えられますが、3点

目としまして、

●現在本市で一時預かり保育が可能な保育園数と収容可能人数はどのようなになっているのか？

A：一時預かりが可能な保育園数と収容可能人数について、でございます。

一時預かり保育を実施している保育園は、合計24園、定員については、お預かりする児童の年齢により、保育士の配置基準や必要となる面積基準が異なっておりますので、概ね203名としております。

内訳といたしましては、令和3年7月にオープンした川越市保育ステーションにおける一時預かり保育で定員20名、公立保育園につきましては4園で一時預かり保育を実施しており、各園10名の定員となっております。

また民間保育園につきましては、19園で一時預かり保育を実施しており、合計143名の定員となっております。

4点目としまして、

●一時預かり保育利用までの流れについて、をお伺いしまして2回目とします。

A：現在の保育園における一時預かりの手順について、でございます。

対象児童につきましては、原則、認可保育施設、又は幼稚園に在園する子どもを除く、市内に住所を有する就学前までの子どもとなり、預かることのできる月齢は利用する施設や利用目的等によって異なっております。

利用の手順につきましては、理由に応じて利用できる日数が決められていることから、確認のうえ希望する施設へ申請書及び家庭において一時的に保育が困難となる理由や内容を証明する書類を提出し、子どもの健康状態を見るための面接を経て、利用開始日の1か月前から5日前までに利用の予約を行っていただきます。

なお、保育ステーションでの一時預かりは、認可保育施設、又は幼稚園に在園していても、在籍園の休園等の理由により、在籍園が利用できない場合には利用可能となっております。

【3回目】

保育園等の休園時ガイドライン作成にあたっての課題については、やはり災害時にも業務を行わなければならない保護者の子どもへの代替保育も併せて検討しなければならない、とのことでした。

新型コロナウイルスワクチン接種の際にエッセンシャルワーカーという言葉が注目を浴びるようになりましたが、それらの職種の方が就労できないことによって、更に多くの方に影響が出ることを考えれば、代替保育については必要不可欠なものと言えるでしょう。

そして他市において代替保育を優先的に利用できる児童の条件として、今では多岐にわたって定義されているエッセンシャルワーカーから更に絞り、災害時でも業務を行わなければならない医療・消防・介護等の職種に従事する保護者の児童や、ひとり親家庭の児童、また両親ともにそれらの職種に従事する場合に限定するなど具体的に設定していると理解しました。

今後本市での臨時休園のガイドライン策定の際にも該当する児童数や事業所、保護者などの意見を聞きながら具体的に設定していただきたいと思います。

この点については強く申し上げておきます。

一時預かり保育可能な事業所数と収容可能人数、そして利用までの手順についてもご答弁いただきました。

現在本市では、すすく川越含む市内24園で最大203名の一時預かり保育が可能とのことでした。

しかしながら対象児童は、すすく川越以外では認可保育施設や幼稚園に在籍している児童は利用ができず、そして利用するためには申請書の提出や面接を経て、最低5日前までに予約をする必要があるとのことでした。

災害はいつ発生するか分かりません。

ある程度予測ができる台風であったとしても5日前に災害発生の規模を予測してあらかじめ予約することは困難です。

現在の一時預かり保育利用の運用方法では、急な災害時にエッセンシャルワーカーなどどうしても保育を必要とする方が迅速に利用できないということであり、そもそも認可保育施設等に在籍する児童は、すすく川越以外は利用できず、災害時に限っては運用を見直す必要があるものと考えます。

避難警報が発令されていて登園自粛をお願いされている中でも、浸水想定区域内にある事業所に我が子を預けて仕事に行かなければならず、雨の状況を気にしながら仕事をする保護者の不安は非常に大きなものであり、大切な児童を、不安を抱えながら保育を実施する保育従事者の気持ちを考えますと二児の父として何とも言えない思いです。

そして開園中、避難指示が発令され、災害時避難計画に則って指定避難所に避難するとして

も大雨の中、大勢の保育園児が歩いて避難所までいくことは現実的ではありません。

事故が起きて尊い命を無くしてからでは取り返しがつきません。

だからこそ災害発生時や発生が予測される段階で子どもたちの命を守ることを最優先に臨時休園の判断をするということは非常に重要ではないでしょうか。

そして特に災害発生が予測される段階での大きな判断を、各園に委ねるのは非常に難しいものであり、市として明確な判断基準を設定すべきだと考えます。

同時に、どうしても仕事を休むことができない、他に預ける先がないといった方のためにも、臨時休園の判断基準と併せて代替施設を用意する必要があります。

そこで最後の質問としまして、

●緊急時の一時預かり保育可能な代替施設を、今後定める職種に限定して事前登録し、即日利用可能とすることをしっかりと盛り込んだ保育園等の臨時休園のガイドラインを早急に作成すべきであると考えますが市の考え、をお伺いしまして私の一般質問とします。

A：臨時休園等のガイドライン策定の市の見解について、でございます。

昨今の甚大な被害を及ぼす自然災害発生時におきましては、通常の保育が困難になる状況が想定されることから、保育園等を利用される子どもや保護者、保育従事者の安全を最優先として、保育園等の開所や臨時休園等の対応について、一定の合意形成を図る必要があると考えております。

一方で、風水害等への対応は各保育園等の立地条件等により異なることから、きめ細かな対応が必要であると認識しております。

いずれにいたしましても、保育園等につきましては、自然災害発生時においても保育を必要とする保護者がいることや、一人で家にいることができない年齢の子どもが利用していることを踏まえると共に、緊急時の一時保育への対応を含め、臨時休園等のガイドライン策定について検討してまいりたいと考えております。